

# 申 立 書

令和 3 年 4 月 1 日

尾張旭市長 殿

所有者 住所 ○○市◇◇町5678番地

氏名 旭 太郎

このたび、私が建築し、又は取得しました下記の家屋は、現在のところ未入居の状態にありますが、自己の住宅用に供するものに相違ありません。

記

1 家屋の表示

所在地：尾張旭市●●町1234番地

家屋番号：1234番

2 入居予定年月日

令和 3 年 4 月 1 0 日

申立日から入居予定年月日までの期間は、通常は居住の移転等に要する1～3週間程度が目安になります。  
※ 病気療養や子どもの学校の関係等の事情の場合でも、当該事情が解消された後、ただちに入居することが望まれるため、期間は最長1年以内に限られます。

3 現在の家屋の処分方法等

処分方法の例	提出書類
売却	売買契約書、媒介契約書等
解体	工事請負契約書等
現住家屋が借家	賃貸契約書
現住家屋に親族が住む	家屋に住む予定の親族からの申立書
自己所有の家屋を貸す	賃貸契約書、媒介契約書等

4 入居が登記の後になる理由

理由の例	提出書類
資金を借りるため、抵当権設定登記を急ぐため	金銭消費貸借契約書又は代金の支払期日の記載のある売買契約書の写し
前任人が未転出	引渡期日の記載のある売買契約書の写し
本人又は家族の病気等	治療期間が記載された医師の診断書等事情を明らかにする書類
リフォームをするため	リフォームの見積書、行程表

なお、証明書交付後、この申立書に虚偽があることが判明した場合には、証明を取り消され、税額の追徴を受けても異議ありません。